

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 78 号	盛岡市監査委員の選任について……………	別紙
議案第 79 号	盛岡市監査委員の選任について……………	別紙
議案第 80 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	1

議案第 78 号

盛岡市監査委員の選任について

次の者を識見を有する者のうちから選任される盛岡市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 196条第 1 項の規定により同意を求める。

平成19年5月17日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

川 村 幸 子



議案第 79 号

盛岡市監査委員の選任について

市議会議員のうちから選任される盛岡市監査委員に伊藤俊光を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 196条第 1 項の規定により同意を求める。

平成19年 5月17日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

議案第 80 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成19年5月17日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市市税条例の一部改正について、議会を招集するいとまがないと認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成19年3月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例の一部を改正する条例

盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「市吏員」を「職員」に改め、同条第 3 号中「市税条例」を「条例」に改める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第26条第 1 項中「これを」を「、第 5 号の者に対しては法人税割額によつて」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(5) 法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第 2 条第29号の 2 に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの

第26条第 3 項中「含む。）」の次に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「これに」を削る。

第34条第 2 項の表第 1 号中「（昭和40年法律第34号）」を削る。

第87条中「 3,064円」を「 3,298円」に改める。

第 118条の 2 第 5 項中「第36条の 2 の 4」を「第36条の 2 の 3」に改める。

第 132条第 2 項中「から第32項まで、第34項、第37項又は第38項」を「、第31項、第33項、第36項又は第37項」に改める。

第 139条第 2 項及び第 147条第 1 項中「53万円」を「56万円」に改める。

附則第 7 条の 3 中「附則第12条第25項」を「附則第12条第24項」に改め、同条に次の 1 条を加える。

（高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）

第7条の4 法附則第16条第11項の高齢者等居住改修住宅又は同条第12項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第11項に規定する改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第7項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 施行令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) 改修工事が完了した年月日
- (6) 改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) 改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由

附則第8条の2の次に次の1条を加える。

(平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例)

第8条の3 法附則第17条の3第1項に規定する鉄軌道用地に対して課する平成19年度分の固定資産税の課税標準は、第51条第2項又は第4項の規定にかかわらず、当該鉄軌道用地に沿接する土地又は付近の土地に係る平成18年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の3第7項に規定する特例土地に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、第51条第3項又は第5項の規定にかかわらず、当該特例土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。ただし、特例土地について平成20年度に係る固定資産税の賦課期日において地目の変換その他これに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該特例土地に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、当該特例土地に類似する土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

附則第14条第1項を削り、同条第2項中「平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた」及び「及び前項」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

附則第15条の3中「第35項、第37項、第41項、第45項、第47項、第48項、第51項、第52項、第53項若しくは第55項」を「第32項、第34項、第38項、第42項、第44項、第45項、第48項から第50項ま

で若しくは第52項」に、「第38項」を「第37項」に改める。

附則第22条の2第3項中「第36条の5から第37条まで」を「第36条の5、第37条」に改める。

附則第24条の3第1項中「証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引」に改める。

附則第24条の4中「平成20年度」を「平成21年度」に改める。

附則第25条の2第7項中「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附則第25条の5第3項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（保険料に係る個人の市民税の課税の特例）

第25条の5の2 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（租税条約実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。）については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 第38条第4項の規定は、前項の納税義務者（同条第1項又は第3項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第4項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第22条の2第3項の改正規定 平成20年4月1日

(2) 第26条及び第34条第2項の改正規定 信託法（平成18年法律第108号）の施行の日

(3) 附則第24条の3第1項の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日

2 改正後の盛岡市市税条例附則第25条の5の2第1項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成19年4月1日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

3 改正後の盛岡市市税条例の規定中固定資産税及び国民健康保険税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の固定資産税及び国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの固定資産税及び国民健康保険税については、なお従前の例による。